

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 22 年 10 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	4
小売物価統計調査（平成22年承認・2回目）（総務省）	4
3 一般統計調査の承認	6
環境投資等実態調査（平成22年承認）（環境省）	6
農業構造動態調査（平成22年承認）（農林水産省）	7
21世紀出生児縦断調査（平成22年承認）（厚生労働省）	9
企業行動に関するアンケート調査（平成22年承認）（内閣府）	11
公的年金加入状況等調査（平成22年承認）（厚生労働省）	12
経済産業省企業金融調査（平成22年承認）（経済産業省）	14
平成22年国勢調査事後調査（平成22年承認）（総務省）	16
国家公務員共済組合金受給者実態調査（平成22年承認）（財務省）	17
漁業経営調査（平成22年承認）（農林水産省）	19
4 届出統計調査の受理	23
(1) 新規	23
企業立地に係る補助金交付事業者に対するアンケート調査（平成22年届出）（大阪府）	23
平成22年度 地球温暖化に関する事業所アンケート調査（平成22年届出）（堺市）	24
産業廃棄物処理実態調査（平成22年届出）（愛知県）	25
事業所における受動喫煙防止対策及びがん検診状況調査（平成22年届出）（熊本県）	27
愛媛県産業廃棄物実態等調査（平成22年届出）（愛媛県）	28
過疎地域生活環境調査（平成22年届出）（広島県）	31
職場環境調査（平成22年届出）（奈良県）	32
大規模イベント・コンベンション開催に係る影響調査（平成22年届出）（愛知県）	33
高齢者実態調査（平成22年届出）（愛媛県）	35
労働条件等労使交渉実態調査（平成22年届出）（埼玉県）	36
兵庫県港湾調査（平成22年届出）（兵庫県）	38

自治協議会・自治会等アンケート（平成22年届出）（福岡市）	39
家族時間に関するアンケート調査（平成22年届出）（福井県）	40
医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等の地域生活支援方策に係る調査（平成22年届出）（大阪府）	42
観光産業促進事例調査（平成22年届出）（愛知県）	44
大阪市障害者等基礎調査（平成22年届出）（大阪市）	45
生産性向上取組状況調査（平成22年届出）（栃木県）	49
滋賀県職業能力開発実態調査（平成22年届出）（滋賀県）	50
バス交通調査（平成22年届出）（大阪市）	52
高等技術専門校再構築に係る基礎調査における事業所調査（平成22年届出）（千葉県）	53
短時間正社員に関する実態調査（平成22年届出）（東京都）	54
(2) 変更	55
市政アドバイザー意識調査（平成22年届出・4回目）（神戸市）	55
県民健康・栄養調査（平成22年届出）（神奈川県）	56
参議院議員通常選挙における投票行動等に関する意識調査（平成22年届出）（埼玉県）	59
平成22年度群馬県民健康・栄養調査（平成22年届出）（群馬県）	61
京都府鉦工業生産動態統計調査（平成22年届出・2回目）（京都府）	64
県民健康栄養調査（平成22年届出）（鳥取県）	65
中小企業景況調査（平成22年届出・4回目）（愛知県）	67
県民健康栄養調査（平成22年届出）（山口県）	68

注1：「届出統計調査」とは、統計法第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。

注2：調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記されているものである。

○基幹統計調査の承認

基幹統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
小売物価統計調査	総務大臣	承認事項の変更 ・調査品目の変更 ①家計消費支出上、重要性が低下している調査品目の廃止（15品目）。 ②家計消費支出の変化等に対応し、代表性のある品目を適時調査できるよう調査品目の名称の変更（17品目）。 ・集計事項の変更 安定した結果が得られない東京都区部の連鎖基準指数及び中間年バスケット指数の廃止。	H22.10.28

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H22.10.5	環境投資等実態調査	環 境 大 臣
H22.10.6	農業構造動態調査	農 林 水 産 大 臣
H22.10.19	21世紀出生児縦断調査	厚 生 労 働 大 臣
H22.10.19	企業行動に関するアンケート調査	内 閣 総 理 大 臣
H22.10.22	公的年金加入状況等調査	厚 生 労 働 大 臣
H22.10.25	経済産業省企業金融調査	経 済 産 業 大 臣
H22.10.28	平成22年国勢調査事後調査	総 務 大 臣
H22.10.28	国家公務員共済組合年金受給者実態調査	財 務 大 臣
H22.10.29	漁業経営調査	農 林 水 産 大 臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22.10.1	企業立地に係る補助金交付事業者に対するアンケート調査	大阪府知事
H22.10.1	平成22年度 地球温暖化に関する事業所アンケート調査	堺市長
H22.10.1	産業廃棄物処理実態調査	愛知県知事
H22.10.1	事業所における受動喫煙防止対策及びがん検診状況調査	熊本県知事
H22.10.4	愛媛県産業廃棄物実態等調査	愛媛県知事
H22.10.4	過疎地域生活環境調査	広島県知事
H22.10.6	職場環境調査	奈良県知事
H22.10.8	大規模イベント・コンベンション開催に係る影響調査	愛知県知事
H22.10.13	高齢者実態調査	愛媛県知事
H22.10.14	労働条件等労使交渉実態調査	埼玉県知事
H22.10.15	兵庫県港湾調査	兵庫県知事
H22.10.15	自治協議会・自治会等アンケート	福岡市長
H22.10.18	家族時間に関するアンケート調査	福井県知事
H22.10.18	医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)等の地域生活支援方策に係る調査	大阪府知事
H22.10.19	観光産業促進事例調査	愛知県知事
H22.10.21	大阪市障害者等基礎調査	大阪市長
H22.10.21	生産性向上取組状況調査	栃木県知事
H22.10.26	滋賀県職業能力開発実態調査	滋賀県知事
H22.10.26	バス交通調査	大阪市長
H22.10.28	高等技術専門校再構築に係る基礎調査における事業所調査	千葉県知事
H22.10.29	短時間正社員に関する実態調査	東京都知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22.10.4	市政アドバイザー意識調査	神戸市長
H22.10.4	県民健康・栄養調査	神奈川県知事
H22.10.14	参議院議員通常選挙における投票行動等に関する意識調査	埼玉県知事
H22.10.14	平成22年度群馬県民健康・栄養調査	群馬県知事
H22.10.19	京都府鉱工業生産動態統計調査	京都府知事
H22.10.20	県民健康栄養調査	鳥取県知事
H22.10.20	中小企業景況調査	愛知県知事
H22.10.22	県民健康栄養調査	山口県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 小売物価統計調査（平成22年承認・2回目）

【承認年月日】 平成22年10月28日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

【目的】 小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和25年6月に都道府県庁所在市（46都市）及び8都市（帯広、高崎、松本、浜松、松坂、防府、今治、都城）で約210品目について行っていたが、その後、調査市町村、調査品目等について改正を加え現在に至っている。

調査市町村については、昭和37年7月から郡部を加え、全国的な規模の調査とした。

さらに、昭和47年には、沖縄本土復帰により沖縄県下の5市2町を追加した。

その後、数次にわたり調査市町村の追加・廃止を行い、平成21年1月現在167市町村となっている。

一方、調査品目については、原則として5年ごとの消費者物価指数の基準改定に合わせて改訂を行っているが、調査結果に関して、消費者物価指数のほか、個別の商品及びサービスの価格水準についてもますます注目されるようになり、より詳細な資料が要請されるようになっているため、市場における商品の出回り状況の変化等に迅速に対応できるように、基準改定の間の中間年においても調査品目（銘柄）の拡充・整理統合を行っている。

【調査の構成】 1 - 小売物価統計調査価格調査票 2 - 小売物価統計調査家賃調査票

【公表】 インターネット及び印刷物

【調査票名】 1 - 小売物価統計調査価格調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所 （抽出枠）調査対象は、総務大臣が指定する約167市町村（宿泊調査の対象施設が所在する市町村を含めると計227市町村）の約28,000事業所

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）28,000 / 2,900,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施期日現在（系統）〔調査員調査品目〕総務省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者、〔都道府県調査品目〕総務省 - 都道府県 - 報告者、〔総務省調査品目〕総務省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）〔調査員調査品目〕毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎

月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日、〔都道府県調査品目〕毎月の12日を含む週の金曜日。ただし、宿泊料については、毎月の5日を含む週の金曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日、〔総務省調査品目〕毎月の12日を含む週の金曜日。ただし、遊園地入園料については、毎月の12日を含む週の日曜日

【調査事項】 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附随する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

【調査票名】 2 - 小売物価統計調査家賃調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）民営借家に居住している世帯（抽出枠）総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）25,000 / 13,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施期日現在（系統）家賃（民営借家）総務省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日

【調査事項】 民営借家の家賃及び附随する事項（住宅の延面積）

一般統計調査の承認

【調査名】 環境投資等実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年10月5日

【実施機関】 環境省総合環境政策局環境経済課

【目的】 我が国の産業部門における大規模な事業者（企業、学校法人、医療法人、組合等を含む。）を対象に、環境負荷低減を図る設備投資や費用支出など、事業活動における環境保全支出の動向を定量的に把握し、環境行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成21年から調査が開始された。

【調査の構成】 1 - 環境投資等実態調査調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年1月頃予定）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 環境投資等実態調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業者 （属性）全業種の事業者（企業、学校法人、医療法人、組合等含む。）（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿（なお、新規事業者等については、民間事業者のデータベースで補完。）から、原則として従業員300人以上（農業、林業、漁業、鉱業は100人以上。）の事業者について、業種・従業員数規模別に層化抽出法（ネイマン配分法）を用いて無作為抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,400/11,500 （配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）終了した直近の会計年度（系統）環境省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）毎年9月～10月（平成22年度は10月～12月）

【調査事項】 1.事業者の概要、2.基本情報（年間売上高、全設備投資総額、環境会計導入の有無）、3.公害防止に関する設備投資額及び費用額、4.地球環境保全に関する設備投資額及び費用額、5.資源循環に関する設備投資額及び費用額、6.その他の環境保全活動に関する設備投資額及び費用額、7.研究開発に関する費用額、8.環境保全効果

【調査名】 農業構造動態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年10月6日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

【目的】 農業構造を取り巻く諸情勢が著しく変化する中で、5年ごとに実施する農林業センサス実施年以外の年の農業構造の実態及びその変化を明らかにするため、農業生産構造及び就業構造に関する基本的事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和26年に開始され、一時中止した時期もあったが、昭和35年以降は、農林業センサスの実施年を除く毎年実施されているものであり、農林業センサスを補完する役割を担っている。

平成23年調査から、調査票を「家族経営体」と「組織経営体」に分割し、組織経営体については、オンラインによる調査が追加された。また、母集団情報を2005年農林業センサスから2010年世界農林業センサスに変更することを契機に、報告者数も変更された。

【調査の構成】 1 - 農業構造動態調査票（家族経営体） 2 - 農業構造動態調査票（組織経営体）

【公表】 印刷物及びインターネット（概要：調査実施年の6月、詳細：調査実施年の12月）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 農業構造動態調査票（家族経営体）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農家 （属性）農業経営体（家族経営体）（抽出枠）2010年世界農林業センサス結果から作成した母集団名簿（農業構造動態調査母集団名簿）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）35,000 / 1,981,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）併用 （把握時）毎年2月1日現在（系統）農林水産省 - 農政事務所等 - 統計・情報センター - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年1月中旬～2月中旬（ただし、農林業センサス実施年は、本調査を実施しない。）

【調査事項】 1. 経営体の概要、2. 世帯員の構成及び就業状況、3. 農業労働力、4. 土地、5. 農作業の受託、6. 農産物の販売等

【調査票名】 2 - 農業構造動態調査票（組織経営体）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農家 （属性）農業経営体（組織経営体）（抽出枠）2010年世界農林業センサス結果から作成した母集団名簿（農業構造動態調査母集団名簿）

- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)12,100/30,000 (配布)
郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)
毎年2月1日現在 (系統)農林水産省 - 農政事務所等 - 統計・情報センタ
ー - 報告者
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年1月中旬～2月中旬
- 【調査事項】 1.経営体の概要、2.土地、3.農業労働力、4.農作業の受託、5.
農産物の販売等

【調査名】 21世紀出生児縦断調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年10月19日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課

【目的】 本調査は、出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成13年出生児を対象に、平成13年から開始された。

その後、平成22年に、平成22年出生児用調査票が新たに設けられ、従来の平成13年出生児に加え、平成22年出生児に係る調査が開始された。

【調査の構成】 1 - 平成13年出生児用調査票 2 - 平成22年出生児用調査票

【公表】 平成13年出生児：インターネット及び印刷物（概況：調査実施年翌年の6月、報告書：調査実施年翌年の10月）平成22年出生児：インターネット及び印刷物（概況：調査実施年翌年の11月、報告書：調査実施年翌々年の3月）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載のほか、平成13年出生児用調査票に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 平成13年出生児用調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成13年1月10日～17日の間及び7月10日～17日の間に出生した子の保護者（抽出枠）人口動態調査出生票

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）37,850 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）1月出生児：毎年1月18日現在、7月出生児：毎年7月18日現在 （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）1月出生児：毎年1月7日～2月10日、7月出生児：毎年7月7日～8月10日

【調査事項】 1. 家族構成、2. 学校生活のようす、3. 放課後のようす、4. 起床・就寝時間、5. 食事のようす、6. 負担や悩み、7. 父母の就業状況等

【調査票名】 2 - 平成22年出生児用調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成22年5月10日～24日の間に出生した子の保護者（抽出枠）人口動態調査出生票

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）42,400 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）毎年12月1日現在 （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年11月18日～12月25日

【調査事項】 1. 家族構成、2. 子育て観、3. 夫妻の家事・育児分担状況、4. 子育ての負担や悩み、5. 子育ての悩みの相談先、6. 収入の状況、7. 父母の

就業状況等

【調査名】 企業行動に関するアンケート調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年10月19日

【実施機関】 内閣府経済社会総合研究所景気統計部

【目的】 企業が今後の景気や業界需要の動向をどのように見通しているかなどについて継続的な質問を行うことで、企業活動の面から我が国経済の実態を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和36年から調査が開始された。

【調査の構成】 1 - 企業行動に関するアンケート調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年度の2月中旬頃）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 企業行動に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）東京、大阪、名古屋の証券取引所第一部及び第二部上場企業 （抽出枠）上場企業名簿（会社四季報、東洋経済新報社発行）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年度の1月 （系統）内閣府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月中旬～1月中旬

【調査事項】 1. 景気・需要見通し、2. 為替レート、3. 価格（平均仕入価格、平均販売価格）4. 設備投資（設備投資の伸び率）、5. 雇用者数の動向、6. 海外現地生産比率と逆輸入比率

【調査名】 公的年金加入状況等調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年10月22日

【実施機関】 厚生労働省年金局事業企画課調査室

【目的】 公的年金の加入状況を世帯員個々について調査し、公的年金加入状況と世帯の状況、就業状況、地域的特性との関連を把握するとともに、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営のための基礎資料を得る。

また、民主党のマニフェスト（「民主党の政権政策Manifesto2009」）において、自営業者、サラリーマン等を問わず、すべての人が同じ制度に加入し、所得に応じた保険料に基づき年金が支給される「所得比例年金」と、税財源からなる「最低保障年金」を骨格とする新たな年金制度について、平成25年の通常国会に関連する法案を提出することが示されており、そのための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和58年から3年周期で実施されているが、平成19年調査については、年金記録問題が生じ、当時の調査実施主体である社会保険庁において、年金記録問題に対応するための業務以外の一般業務が全面凍結されたことに伴い、調査実施が見送られた。

平成22年調査については、9回目の実施となるが、今回調査に限り、民主党のマニフェスト（「民主党の政権政策Manifesto2009」）に掲げる年金制度改革の検討のための基礎資料を得ることを目的とした調査としても実施されている。

【調査の構成】 1 - 公的年金加入状況等調査調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成23年12月、詳細：平成24年3月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 公的年金加入状況等調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成22年11月30日現在において15歳以上の世帯員 （抽出枠）平成22年国民生活基礎調査の調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）200,000 / 110,480,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）平成22年11月30日現在 （系統）厚生労働省 - 日本年金機構 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成22年11月30日～12月15日

【調査事項】 1. 現在（平成22年11月30日現在）の状況に関する事項（1）在学及び就業状況、（2）公的年金加入状況、（3）公的給付などの受給状況、2. 昨年（平成21年11月30日現在）の状況に関する事項（1）昨年から現在の異動状況、（2）在学及び就業状況、（3）公的年金加入状況、（4）公

的給付などの受給状況、 3 . 一昨年（平成 2 0 年 1 1 月 3 0 日現在）の状況に関する事項、（ 1 ）一昨年から現在の異動状況、（ 2 ）在学及び就業状況、 4 . 老後の生活設計及び公的年金の周知度等に関する事項、 5 . 世帯員の属性に関する事項

【調査名】 経済産業省企業金融調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年10月25日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局産業資金課

【目的】 経済産業省所管業種を中心とする主要企業の設備投資、事業投資及び資金調達の動向を把握し、産業の適正な設備投資や事業投資計画の遂行及びその所要資金の円滑な調達に資する施策に活用するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和26年以降毎年2回（「春調査（3月31日現在で実施する調査）」「秋調査（10月1日現在で実施する調査）」）行われていた。

昭和48年以降、「公害防止関係調査」を吸収し、公害防止設備投資調査票が追加された。

平成14年度調査から報告者負担の軽減の観点から、3月31日現在に実施する調査のみの実施とし、平成21年度から設備投資以外の投資等、資金調達手法をより掘り下げた調査に変更することとし、これに伴い調査名も「経済産業省企業金融調査」と変更された。

【調査の構成】 1 - 企業金融調査票（本票） 2 - 企業金融調査票（業種別） 3 - 企業金融調査票（リース業）

【公表】 インターネット（毎年7月末（平成22年度は1月末））

【備考】 今回の変更は、すべての調査票に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 企業金融調査票（本票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）経済産業省企業活動基本調査の対象企業のうち、当省所管業種及び医薬品製造業、建設業及び不動産業に係る資本金1億円以上の企業（抽出枠）業種別の売上高基準を設け、その基準以上の企業を抽出

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）2,200/12,400（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年3月31日現在（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）配布：毎年5月上旬（平成22年度は11月上旬）提出：毎年6月1日（平成22年度は12月1日）

【調査事項】 1.フェイス事項（1）会社名、本店所在地、作成者氏名、電話番号等（プレプリント事項）（2）払込資本金、（3）従業員数、（4）集計結果送付の要否、（5）上場の有無、2.企業調査事項（1）資金運用・調達状況、（2）投融資の対象別構成比・目的別構成比、（3）売上高、（4）アンケート、3.主たる業種に係る業種別調査事項（リース業以外）（1）国内設備投資額、（2）海外設備投資額、（3）国内設備投資額の目的別構成比、（4）国内設備投資

の増額に関するアンケート、(5) 海外設備投資額の目的別構成比、(6) 海外設備投資の増額に関するアンケート(目的) (7) 海外設備投資額の地域別構成比、(8) 海外設備投資の増額に関するアンケート(地域)

【調査票名】 2 - 企業金融調査票(業種別)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 経済産業省企業活動基本調査の対象企業のうち、当省所管業種及び医薬品製造業、建設業及び不動産業に係る資本金 1 億円以上の企業 (抽出枠) 業種別の売上高基準を設け、その基準以上の企業を抽出

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 2 , 2 0 0 / 1 2 , 4 0 0 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年 3 月 3 1 日現在 (系統) 経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 配布 : 毎年 5 月上旬 (平成 2 2 年度は 1 1 月上旬) 提出 : 毎年 6 月 1 日 (平成 2 2 年度は 1 2 月 1 日)

【調査事項】 1 . 業種名、2 . 会社名、3 . 払込資本金、4 . 国内設備投資額、5 . 海外設備投資額、6 . 国内設備投資額の目的別構成比、7 . 国内設備投資の増額に関するアンケート、8 . 海外設備投資額の目的別構成比、9 . 海外設備投資の増額に関するアンケート(目的) 1 0 . 海外設備投資額の地域別構成比、1 1 . 海外設備投資の増額に関するアンケート(地域)

【調査票名】 3 - 企業金融調査票(リース業)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 経済産業省企業活動基本調査の対象企業のうち、当省所管業種及び医薬品製造業、建設業及び不動産業に係る資本金 1 億円以上の企業 (抽出枠) 業種別の売上高基準を設け、その基準以上の企業を抽出

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 2 , 2 0 0 / 1 2 , 4 0 0 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年 3 月 3 1 日現在 (系統) 経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 配布 : 毎年 5 月上旬 (平成 2 2 年度は 1 1 月上旬) 提出 : 毎年 6 月 1 日 (平成 2 2 年度は 1 2 月 1 日)

【調査事項】 1 . 会社名、2 . 主たる業種であるかどうかの確認、3 . 国内設備投資額、4 . 海外設備投資額、5 . 機器別設備投資額、6 . 業種別契約額、7 . 企業規模別契約額比率、8 . 国内設備投資額の目的別構成比、9 . 国内設備投資の増額に関するアンケート

【調査名】 平成22年国勢調査事後調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年10月28日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部国勢統計課

【目的】 平成22年国勢調査の調査対象の把握状況及び一部調査事項の調査結果の精度を実地に検証することにより、平成22年国勢調査結果の利活用上の留意点を把握するとともに、今後の国勢調査の企画のための参考資料を得ることを目的とする。

【沿革】 昭和35年から国勢調査実施の都度、その終了後にそれぞれ1回限りとして実施。

【調査の構成】 1 - 平成22年国勢調査事後調査調査票

【公表】 インターネット（平成25年6月末日）

【調査票名】 1 - 平成22年国勢調査事後調査調査票

【調査対象】 （地域）全国（総務省令で定める島を除く。）（単位）世帯（属性）全国（総務省令で定める島を除く。）に常住する者（ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。）（抽出枠）平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）33,000 / 50,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成22年11月21日午前零時現在（系統）総務省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年11月15日～28日

【調査事項】 1．世帯員に関する事項（1）氏名、（2）男女の別、（3）世帯主との続柄、（4）生年月日、（5）配偶の関係、（6）国籍、（7）勤めか自営かなどの別、（8）平成22年10月1日現在の居住地、（9）現住居への入居時期、（10）平成22年10月1日前後に居住地以外で寝泊まりした場所の有無、（11）平成22年10月1日前後の不在の状況、（12）国勢調査を受けたかどうかの別、（13）国勢調査を受けた場所、（14）国勢調査の調査票提出方法、2．世帯に関する事項（1）世帯の種類、（2）住宅の建て方及び型式など、3．当該世帯で国勢調査を受けたが調査時にいない人に関する事項（1）氏名、（2）男女の別、（3）出生の年月、（4）世帯にいなくなった理由

【調査名】 国家公務員共済組合年金受給者実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年10月28日

【実施機関】 財務省主計局給与共済課

【目的】 年金制度の受け持つ役割が重要性を増しつつある現状に鑑み、国家公務員共済年金受給者の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和48年の国家公務員等共済組合法改正の国会審議の中で、年金受給者についての実態調査が必要である旨の指摘を受けて開始されたものである。

調査は、下記の調査票から構成され、それぞれ3年周期で実施しているものである。

1. 障害共済年金・障害年金受給者実態調査票（昭和51年から3年ごと。直近は平成22年実施）

2. 退職共済年金・退職年金・減額退職年金受給者実態調査票（昭和49年から3年ごと。平成23年実施予定）

3. 遺族共済年金・遺族年金受給者調査票（昭和50年から3年ごと。平成24年実施予定）

なお、3. 遺族共済年金・遺族年金受給者調査票については、新法下ではまだ承認の実績はない。

【調査の構成】 1 - 障害共済年金・障害年金受給者実態調査票 2 - 退職共済年金・退職年金・減額退職年金受給者実態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（インターネット：調査実施年翌年の4月及び7月、印刷物：調査実施年翌年の2月）

【備考】 今回の変更は、調査票 - 2（退職共済年金・退職年金・減額退職年金受給者実態調査票）における調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 障害共済年金・障害年金受給者実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）国家公務員共済組合連合会から障害共済年金・障害年金を受給している者 （抽出枠）連合会提供の受給権者統計表

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）7,200/15,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年2月1日現在 （系統）財務省 - 国家公務員共済組合連合会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成22年2月1日～2月末日

【調査事項】 1. 受給者の性別・年齢、2. 年金の内容（種類、年金額（年間）、支給開始年、障害の程度、扶養関係）、3. 国家公務員災害補償法に基づく障害補償年金受給状況、4. 他の公的年金の受給状況、5. 公的年金加入状況、

6 . 主な居所、 7 . 介護の状況、 8 . 定期的な医療機関受診状況、 9 . 公的医療保険の加入状況、 10 . 世帯人員、世帯主、 11 . 生活費の月平均額、 12 . 年金の使途、 13 . 世帯の受給者以外の収入状況

【調査票名】 2 - 退職共済年金・退職年金・減額退職年金受給者実態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)国家公務員共済組合連合会から退職共済年金・退職年金・減額退職年金を受給している者 (抽出枠)連合会提供の受給権者統計表

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/682,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年2月1日現在 (系統)財務省 - 国家公務員共済組合連合会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年2月1日~2月末日

【調査事項】 1 . 受給者の性別・年齢・退職年月、 2 . 年金の内容(種類、年金額(年間)、支給開始年月、組合員期間)、 3 . 他の公的年金等の受給状況、 4 . 配偶者の有無及び配偶者の公的年金等の受給状況、 5 . 世帯構成・世帯人員、 6 . 世帯の住宅状況、 7 . 世帯の生活費の月平均額、 8 . 各収入の月平均額、 9 . 年金の使途、 10 . 公的医療保険の加入状況

【調査名】 漁業経営調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年10月29日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

【目的】 漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等、漁業経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等を推進するための資料を整備することを目的とする。

【沿革】 昭和26年に「漁家経済調査」として開始されたものであり、その後、昭和31年に会社等が調査対象に加えられたことに伴い「漁業経済調査」と改称され、さらに、平成13年に経営組織別（個人、会社、共同）に調査体系の見直しが行われた際に「漁業経営調査」と改称された。

平成22年から報告者からの要望により、個人経営体調査票日記帳（労働）の様式が1種類追加された。

【調査の構成】 1 - 個人経営体調査日記帳（労働）（様式A及び様式B） 2 - 個人経営体調査日記帳（収支） 3 - 個人経営体調査経営体台帳 4 - 個人経営体調査票 5 - 会社経営体調査票 6 - 共同経営体調査票

【公表】 印刷物及びインターネット（概要：調査実施年度の翌年9月末日、詳細：調査実施年度の翌々年3月末日）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載のほか、報告者数及び調査事項の変更。

【調査票名】 1 - 個人経営体調査日記帳（労働）（様式A及び様式B）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）漁業経営体 （属性）全国の漁業経営体のうち、個人（第2種兼業を除く。）であり、以下に該当する経営体を対象とする。（ア）海面において主として動力漁船（船外機付漁船を含む。）を用いて漁船漁業を営むもの（漁船非使用、無動力船の各階層を除く。）（イ）海面において主として小型定置網漁業を営むもの、（ウ）主としてそれぞれの対象水産物（ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類、わかめ類、のり類、真珠）の海面養殖業を営むもの。（抽出枠）2008年漁業センサス結果から作成した「漁業経営調査客体名簿」

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）522 / 80,567 （配布）職員 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年1月1日～12月31日 （系統）農林水産省 - 地方農政事務所等 - 統計・情報センター - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期、年 （実施期日）四半期ごとの調査月の翌月1日～10日

【調査事項】 1. 漁業・養殖業種類別作業状況、2. 企画管理労働状況

【調査票名】 2 - 個人経営体調査日記帳（収支）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）漁業経営体 （属性）全国の漁業経営体のうち、

個人(第2種兼業を除く。)であり、以下に該当する経営体を対象とする。(ア)海面において主として動力漁船(船外機付漁船を含む。)を用いて漁船漁業を営むもの(漁船非使用、無動力船の各階層を除く。)(イ)海面において主として小型定置網漁業を営むもの、(ウ)主としてそれぞれの対象水産物(ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類、わかめ類、のり類、真珠)の海面養殖業を営むもの。(抽出枠)2008年漁業センサス結果から作成した「漁業経営調査客体名簿」

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数)522/80,567(配布)職員(収集)郵送(記入)自計(把握時)毎年1月1日~12月31日(系統)農林水産省-地方農政事務所等-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】(周期)四半期、年(実施期日)四半期ごとの調査月の翌月1日~10日

【調査事項】1.収入・支出、2.現物支給(雇用労賃・料金)、自営の水産加工業用、民宿用、その他(贈り物、自家消費等)に使った漁業・養殖業生産物

【調査票名】3-個人経営体調査経営体台帳

【調査対象】(地域)全国(単位)漁業経営体(属性)全国の漁業経営体のうち、個人(第2種兼業を除く。)であり、以下に該当する経営体を対象とする。(ア)海面において主として動力漁船(船外機付漁船を含む。)を用いて漁船漁業を営むもの(漁船非使用、無動力船の各階層を除く。)(イ)海面において主として小型定置網漁業を営むもの、(ウ)主としてそれぞれの対象水産物(ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類、わかめ類、のり類、真珠)の海面養殖業を営むもの。(抽出枠)2008年漁業センサス結果から作成した「漁業経営調査客体名簿」

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数)522/80,567(配布)職員(収集)郵送・職員(記入)併用(把握時)毎年1月1日~12月31日(系統)農林水産省-地方農政事務所等-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】(周期)年(実施期日)調査期間終了後の翌月

【調査事項】1.家族状況、2.最盛期の従事者数、3.財産状況、4.租税公課諸負担

【調査票名】4-個人経営体調査票

【調査対象】(地域)全国(単位)漁業経営体(属性)全国の漁業経営体のうち、個人(第2種兼業を除く。)であり、以下に該当する経営体を対象とする。(ア)海面において主として動力漁船(船外機付漁船を含む。)を用いて漁船漁業を営むもの(漁船非使用、無動力船の各階層を除く。)(イ)海面において

主として小型定置網漁業を営むもの、(ウ)主としてそれぞれの対象水産物(ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類、わかめ類、のり類、真珠)の海面養殖業を営むもの。(抽出枠)2008年漁業センサス結果から作成した「漁業経営調査客体名簿」

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数)522/80,567(配布)職員(収集)郵送(記入)自計(把握時)毎年1月1日~12月31日(系統)農林水産省-地方農政事務所等-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】(周期)年(実施期日)報告者の決算書作成後2か月

【調査事項】1.世帯員及び漁業従事状況、2.漁船の規模及び養殖施設、3.財産、4.漁労に係る収入(全体及びうち直売所・自家販売)及び支出、5.漁労外事業の収入(全体及びうち水産加工業、民宿、遊漁船業)及び支出、6.漁業生産物の漁獲及び収獲、7.漁業操業、8.その他漁業経営に関連する事項

【調査票名】5-会社経営体調査票

【調査対象】(地域)全国(単位)漁業経営体(属性)全国の漁業経営体のうち、会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社を含む。)であり、以下に該当する経営体を対象とする。(ア)海面において主として漁船漁業を営み、かつ、使用する動力漁船の合計トン数が10トン以上の経営体、(イ)海面において主として大型定置網漁業を営むもの、(ウ)海面において主としてさけ定置網漁業を営むもの、(エ)主としてそれぞれの対象水産物(ぶり類、まだい)の海面養殖業を営むもの。(抽出枠)2008年漁業センサス結果から作成した「漁業経営調査客体名簿」

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数)171/1,884(配布)職員(収集)郵送(記入)自計(把握時)毎年4月1日~翌年3月31日までの間に到来した決算日前1年間(系統)農林水産省-地方農政事務所等-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】(周期)年(実施期日)報告者の決算書作成後2か月

【調査事項】1.漁業操業状況、2.使用漁船、3.財産及び漁業投下固定資本、4.損益、5.漁労部門及びその他漁業経営に関連する事項

【調査票名】6-共同経営体調査票

【調査対象】(地域)全国(単位)漁業経営体(属性)全国の漁業経営体のうち、2人以上(法人を含む。)が漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、海面漁業を共同で営む経営体であって、以下に該当する経営体を対象とする。(ア)

海面において主として漁船漁業を営み、かつ、使用する動力漁船の合計トン数が10トン以上の経営体、(イ)海面において主として大型定置網漁業を営むもの、(ウ)海面において主としてさけ定置網漁業を営むもの。(抽出枠)2008年漁業センサス結果から作成した「漁業経営調査客体名簿」

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)30/1,043 (配布)職員 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年4月1日~翌年3月31日までの間に到来した決算日前1年間 (系統)農林水産省-地方農政事務所等-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)報告者の決算書作成後2か月

【調査事項】 1.漁業操業状況、2.使用漁船、3.財産及び漁業投下固定資本、4.損益、5.漁労部門及びその他漁業経営に関連する事項

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 企業立地に係る補助金交付事業者に対するアンケート調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月1日

【実施機関】 大阪府商工労働部企業誘致推進課

【目的】 大阪府内に立地した企業に対し交付している補助金の効果の検証

【調査の構成】 1－企業立地に係る補助金交付事業者に対するアンケート調査

※

【調査票名】 1－企業立地に係る補助金交付事業者に対するアンケート調査

【調査対象】 (地域)大阪府内 (単位)企業 (属性)「大阪府企業立地促進補助金」
交付事業者 (抽出枠)大阪府企業立地促進補助金交付事業者リスト

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)174 (配布)郵送 (取集)オンライン・
FAX (記入)自計 (把握時)毎年9月30日現在 (系統)大阪府－
報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月30日～10月15日

【調査事項】 1. 対象事業所への投資について、2. 今後の業況見通しと投資動向等について、3. 大阪府の補助金制度について

【調査名】 平成22年度 地球温暖化に関する事業所アンケート調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月1日

【実施機関】 堺市環境局環境都市推進室

【目的】 「地球温暖化対策の推進に関する法律」で策定が義務付けられている本市の自然的社会的条件に応じた施策「堺市地球温暖化対策実行計画」を今年度策定するにあたり、市内の民間事業活動における温暖化対策の現状及び今後の予定や、課題等を抽出し、計画に盛り込む具体的な施策立案の基礎資料とするため実施するものである。

【調査の構成】 1－平成22年度 地球温暖化に関する事業所アンケート調査票

※

【調査票名】 1－平成22年度 地球温暖化に関する事業所アンケート調査票

【調査対象】 （地域）堺市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」並びに「分類不能の産業」に属するすべての事業所。（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,400/29,978 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年度現在（一部の項目については平成21年度実績） （系統）配布：堺市－民間事業者－報告者、回収：堺市－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年9月29日～10月15日

【調査事項】 1. 事業所概要、2. エネルギー管理状況・使用状況、3. 省エネ等温暖化対策への取組等

【調査名】 産業廃棄物処理実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月1日

【実施機関】 愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室

【目的】 愛知県内における廃棄物処理の実態等を把握し、廃棄物処理計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－産業廃棄物処理実態調査票【建設業以外】 2－産業廃棄物処理実態調査票【建設業】 3－産業廃棄物・副産物に係る調査票【多量排出事業所用】 4－産業廃棄物・副産物に係る補足調査票【一般事業所用】

※

【調査票名】 1－産業廃棄物処理実態調査票【建設業以外】

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」の事業所（ただし、多量排出事業所を除く。）（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）17,076/240,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年4月から当年3月までの1年間 （系統）愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年10月1日～10月29日

【調査事項】 1. 廃棄物、副産物の発生量、2. 自社での中間処理、3. 自社処分・自社再利用、委託処理、4. 委託中間処理、5. 自社・委託での資源化

※

【調査票名】 2－産業廃棄物処理実態調査票【建設業】

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」の事業所（ただし、多量排出事業所を除く。）（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）2,241/30,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年4月から当年3月までの1年間 （系統）愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年10月1日～10月29日

【調査事項】 1. 工事現場で発生した廃棄物等の発生量、2. 工事現場又は自社での中間処理、3. 自社処分・自社再利用、委託処理、4. 委託中間処理、5. 自社・委託での資源化

※

【調査票名】 3－産業廃棄物・副産物に係る調査票【多量排出事業所用】

【調査対象】 (地域) 愛知県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」のうち多量排出事業所。
(抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 753 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月から当年3月までの1年間 (系統) 愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成22年10月1日～10月29日

【調査事項】 1. 産業廃棄物・副産物の減量化・資源化の取組、2. 産業廃棄物の中間処理・最終処分の委託状況

※

【調査票名】 4－産業廃棄物・副産物に係る補足調査票【一般事業所用】

【調査対象】 (地域) 愛知県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」の事業所（ただし、多量排出事業所を除く。）

【調査方法】 (選定) 全数及び無作為抽出 (客体数) 19,317/270,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月から当年3月までの1年間 (系統) 愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成22年10月1日～10月29日

【調査事項】 1. 産業廃棄物・副産物の減量化・資源化の取組、2. 産業廃棄物の中間処理・最終処分の委託状況

【調査名】 事業所における受動喫煙防止対策及びがん検診状況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月1日

【実施機関】 熊本県健康福祉部健康づくり推進課

【目的】 熊本県健康増進計画及び熊本県がん対策推進計画の指標の把握、評価のための基礎データとする。

【調査の構成】 1－事業所における受動喫煙防止対策及びがん検診状況調査 調査票

※

【調査票名】 1－事業所における受動喫煙防止対策及びがん検診状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）熊本県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」に属する事業所であって、従業員数10人以上の事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,500/16,036（配布）郵送（収集）FAX（記入）自計（把握時）平成22年11月1日現在（系統）熊本県－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成22年11月1日～11月12日

【調査事項】 1. 受動喫煙の防止について、2. 職場における喫煙対策のためのガイドラインについて、3. 事務所内の受動喫煙防止対策について、4. 従業員のがん検診について

【調査名】 愛媛県産業廃棄物実態等調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月4日

【実施機関】 愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課

【目的】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画策定の基礎資料とするため、県内における産業廃棄物の発生、処理状況等を調査し、その現状分析と将来予測を行うとともに、廃棄物に関する事業者の意識調査及び資源循環促進税に関する調査を実施することを目的とする。

【調査の構成】 1－産業廃棄物処理実態等調査票（建設業以外） 2－産業廃棄物処理実態等調査票（建設業） 3－廃棄物等に関する意識調査票 4－資源循環促進税に関する調査票（排出事業者用） 5－資源循環促進税に関する調査票（産廃処理業者用）

【備考】 「廃棄物等に関する意識調査票」については、「意識調査」の名称を付して行われているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－産業廃棄物処理実態等調査票（建設業以外）

【調査対象】 （地域）愛媛県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」のうちの「林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」のうちの「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」のうちの「電気業」及び「水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」並びに「公務（他に分類されるものを除く）」に属する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿の元データ、県が作成した事業所名簿（電気、水道業、教育、学習支援業、医療、福祉）

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）3,400/59,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成21年度1年間の実績 （系統）愛媛県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年11月26日～12月22日

【調査事項】 1. 事業所概要に関すること、2. 産業廃棄物の発生量に関すること、3. 自社での中間処理状況に関すること、4. 自社での中間処理以外の処理状況に関すること

※

【調査票名】 2－産業廃棄物処理実態等調査票（建設業）

【調査対象】 （地域）愛媛県全域（ただし、建設業については、他都道府県を含む。）
（単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿の元データ、（社）日本建設業団体連合会会員名簿及び日本土木工業協会会員名簿

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）600/7,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成21年度1年間の実績
（系統）愛媛県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年11月26日～12月22日

【調査事項】 1. 事業所及び工事概要に関すること、2. 産業廃棄物の発生量に関すること、3. 自社での中間処理状況に関すること、4. 自社での中間処理以外の処理状況に関すること

※

【調査票名】 3－廃棄物等に関する意識調査票

【調査対象】 （地域）愛媛県全域（ただし、建設業については、他都道府県を含む。）
（単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」のうちの「林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」のうちの「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」のうちの「電気業」及び「水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」並びに「公務（他に分類されるものを除く）」に属する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿の元データ、（社）日本建設業団体連合会会員名簿及び日本土木工業協会会員名簿、県が作成した事業所名簿（電気、水道業、教育、学習支援業、医療、福祉）

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）4,000/66,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票発送日（平成22年11月26日）から調査票回収日（平成22年12月22日）の間の任意の1日 （系統）愛媛県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年11月26日～12月22日

【調査事項】 1. 産業廃棄物発生量の将来の見通しに関すること、2. 産業廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクルへの取組みに関すること、3. 環境に関する取組みに関すること、4. 環境に配慮した製品等の販売に関すること（小売業のみ）

※

【調査票名】 4－資源循環促進税に関する調査票（排出事業者用）

【調査対象】 （地域）愛媛県全域（ただし、建設業については、他都道府県を含む。）
（単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」のうちの「林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」のうちの「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」のうちの「電気業」及び「水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」並びに「公務（他に分類されるものを除く）」に属する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿の元データ、（社）日本建設業団体連合会会員名簿及び日本土木工業協会会員名簿、県が作成した事業所名簿（電気、水道業、教育、学習支援業、医療、福祉）

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出（客体数）4,000/66,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票発送日（平成22年11月26日）から調査票回収日（平成22年12月22日）の間の任意の1日（系統）愛媛県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年11月26日～12月22日

【調査事項】 1. 産業廃棄物処理の状況等に関する事、2. 資源循環促進税の導入の事実に関する事、3. 資源環境促進税の導入に伴う取組みに関する事、4. 資源循環促進税の制度に関する事

※

【調査票名】 5－資源循環促進税に関する調査票（産廃処理業者用）

【調査対象】 （地域）愛媛県全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「サービス業（他に分類されないもの）」のうちの「廃棄物処理業者（産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者）」（抽出枠）産業廃棄物処分業者名簿及び特別管理産業廃棄物処分業者名簿（愛媛県）、産業廃棄物処分業者名簿及び特別管理産業廃棄物処分業者名簿（松山市）

【調査方法】 （選定）全数（客体数）280（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票発送日（平成22年11月26日）から調査票回収日（平成22年12月22日）の間の任意の1日（系統）愛媛県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年11月26日～12月22日

【調査事項】 1. 事業所の概要に関する事、2. 処理等を行った産業廃棄物に関する事、3. 資源循環促進税の制度に関する事

【調査名】 過疎地域生活環境調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月4日

【実施機関】 広島県企画振興局地域振興部過疎対策課

【目的】 過疎地域における買い物弱者等の実態を把握し、今後の施策に役立てるため。

【調査の構成】 1－過疎地域における買い物環境実態把握・生活支援に関する要望把握調査 調査票

※

【調査票名】 1－過疎地域における買い物環境実態把握・生活支援に関する要望把握調査 調査票

【調査対象】 （地域）広島県内の三次市、安芸高田市、安芸太田町 （単位）個人 （属性）65歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）12,000／32,006 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）三次市、安芸太田町：平成22年10月15日、安芸高田市：平成22年10月28日 （系統）広島県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）三次市、安芸太田町：平成22年10月15日～10月22日、安芸高田市：平成22年10月28日～11月5日

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 自宅郵便番号、4. 居住形態、5. 交通手段、6. 外出回数、7. 日常の買物手段、8. 近隣の買物施設とその距離、9. 日用品の購入場所と利用頻度、10. 交通手段

【調査名】 職場環境調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月6日

【実施機関】 奈良県産業・雇用振興部雇用労政課

【目的】 奈良県内事業所における仕事と家庭の両立支援の取り組み、男女均等な取り扱い、賃金、労働時間等の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とする。

【調査の構成】 1－平成22年度 職場環境調査 調査票

※

【調査票名】 1－平成22年度 職場環境調査 調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類における「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常用雇用者が10人以上の事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,320／7,600 （配布）郵送（取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年9月30日現在 （系統）奈良県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月1日～10月末日

【調査事項】 1. 仕事と家庭の両立支援の取り組み、2. 男女均等な取扱い、3. 賃金、初任給等

【調査名】 大規模イベント・コンベンション開催に係る影響調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月8日

【実施機関】 愛知県産業労働部観光コンベンション課

【目的】 今秋、愛知県で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（以下「COP10」という。）の機会を捉え、大規模国際会議の開催に伴う地域への効果・影響を把握し、今後のコンベンション誘致戦略を採る基礎資料とする。

【調査の構成】 1-大規模イベント・コンベンション開催に係る影響調査（宿泊施設調査） 2-大規模イベント・コンベンション開催に係る影響調査（商業施設調査） 3-大規模イベント・コンベンション開催に係る影響調査（白鳥会場周辺調査）

※

【調査票名】 1-大規模イベント・コンベンション開催に係る影響調査（宿泊施設調査）

【調査対象】 （地域）愛知県名古屋市及び三重県桑名市 （単位）事業所 （属性）COP10宿泊予約センター指定ホテル

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）58 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年10月現在 （系統）愛知県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年11月8日～11月30日

【調査事項】 1. ホテル名、2. 回答者、3. 客室数、4. 収容人数、5. 客室稼働率、6. 宿泊客数、7. 売上高の変化、8. 独自のアフターコンベンションサービスの有無、9. 開催効果、10. 観光に関する要望や問い合わせの内容等

※

【調査票名】 2-大規模イベント・コンベンション開催に係る影響調査（商業施設調査）

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）事業所 （属性）名古屋観光コンベンションビューローのホームページ及びガイドブック等の掲載店舗

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）100 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年10月現在 （系統）愛知県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年11月8日～11月30日

【調査事項】 1. 店舗名、2. 回答者、3. 販売品目、4. 業態、5. 立地、6. 売上高の変化、7. 客層の変化、8. 特別セールス・プログラムの有無、9. 開催効果等

※

【調査票名】 3-大規模イベント・コンベンション開催に係る影響調査（白鳥会場周辺調査）

- 【調査対象】 (地域) 愛知県名古屋市熱田区尾頭帳3、大宝一丁目1・2・5・6・7・8・11・12・14、大宝二丁目1・2・4及び旗屋一丁目2・3・5の地域 (単位) 世帯 (属性) 愛知県名古屋市熱田区尾頭帳3、大宝一丁目1・2・5・6・7・8・11・12・14、大宝二丁目1・2・4及び旗屋一丁目2・3・5の世帯
- 【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 360 (配布) 郵送・調査員 (収集) 郵送・調査員 (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月現在 (系統) 愛知県一民間事業者一報告者
- 【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成22年11月8日～11月30日
- 【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 住所、4. 職業、5. COP10の認知度、6. 関連イベントへ参加の有無、7. 周辺環境の変化、8. 開催効果、9. 大規模国際会議を開催する場合の地域への影響等

【調査名】 高齢者実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月13日

【実施機関】 愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課

【目的】 運用開始から10年が経過した介護保険制度が抱える課題や利用者のニーズ等を的確に把握し、今後の効果的な関連施策の企画・立案に生かすことなどを目的として、愛媛県内に在住する高齢者を対象に、生活実態及び意識等に関する訪問調査を実施する。

【調査の構成】 1－高齢者実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－高齢者実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛媛県全域 （単位）個人 （属性）愛媛県内に在住する65歳以上の高齢者 （抽出枠）住民基本台帳又は選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/379,459 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）調査票記入日現在（年齢のみ平成22年4月1日現在） （系統）愛媛県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年10月下旬～23年1月下旬

【調査事項】 1. 調査対象者の状況、2. 家族の状況等、3. 健康状態、4. 身体の状態（口腔機能）、5. 物忘れ、6. 日常生活、7. 生きがい、8. 社会参加活動、9. 介護保険・福祉サービス、10. 身の回りの世話や健康・福祉・生活に関する相談、11. 経済生活、12. 行政に対する期待、13. 介護サービス（要介護認定を受けている場合）、14. その他

【調査名】 労働条件等労使交渉実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月14日

【実施機関】 埼玉県産業労働部勤労者福祉課

【目的】 一般の厳しい労働情勢における労働条件の決定に関する労使交渉の実態を把握し、今後の労働施策の参考資料にする。

【調査の構成】 1－労働組合調査 調査票 2－事業所調査 調査票

※

【調査票名】 1－労働組合調査 調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）労働組合 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、労働組合員10人以上の単位・単一（単位扱）労働組合（抽出枠）埼玉県が作成した労働組合等の名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）500／1,369（配布）郵送（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成22年9月1日現在（系統）埼玉県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り（実施期日）平成22年10月18日～11月30日

【調査事項】 1. 労働組合の属性に関する事項、2. 労働条件等に係る従業員の苦情等に関する事項、3. 従業員の苦情等への対処に関する事項、4. 労使紛争解決機関等の利用に関する事項、5. 事業所への要望等に関する事項

※

【調査票名】 2－事業所調査 調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、労働組合員10人以上の単位・単一（単位扱）労働組合の属する事業所（抽出枠）埼玉県が作成した労働組合等の名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）500／1,369（配布）郵送（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成22年9月1日現在（系統）埼玉県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り（実施期日）平成22年10月18日～11月30日

【調査事項】 1. 事業所の属性に関する事項、2. 労働条件等に係る従業員の苦情等に関する事項、3. 従業員の苦情等への対処に関する事項、4. 労使紛争解決機関等の利用に関する事項、5. 労働組合への要望等に関する事項

【調査名】 兵庫県港湾調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月15日

【実施機関】 兵庫県県土整備部土木局港湾課

【目的】 本調査は、兵庫県内における港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として、港湾調査（基幹統計調査）の対象外の港湾について実施するものである。

【調査の構成】 1－兵庫県港湾調査調査票

※

【調査票名】 1－兵庫県港湾調査調査票

【調査対象】 （地域）兵庫県内 （単位）事業者等 （属性）港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく兵庫県内の重要港湾及び地方港湾の中から、港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）において国土交通大臣が指定した甲種港湾、乙種港湾に規定する港湾を除くその他の港湾（津井港及び山田港）に入出港等を行う港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2 （配布）調査員 （取集）調査員 （記入）自計 （把握時）毎年1月～12月 （系統）兵庫県－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査票の提出期限は調査年の翌年1月末日

【調査事項】 1. 入港船舶、2. 船舶乗降人員、3. 海上出入貨物、4. 本船荷役、5. 泊地及び係船岸

【調査名】 自治協議会・自治会等アンケート（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月15日

【実施機関】 福岡市市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課

【目的】 自治協議会や自治会・町内会の運営・活動の現状及び課題、行政に求められている事項などを把握し、今後の施策に反映させていくため、自治協議会（未設立校区は自治連合会）会長、自治会・町内会会長を対象としたアンケートを実施する。

【調査の構成】 1－自治協議会等アンケート調査票 2－自治会・町内会アンケート調査票

※

【調査票名】 1－自治協議会等アンケート調査票

【調査対象】 （地域）福岡市全域 （単位）個人 （属性）自治協議会等会長（抽出枠）コミュニティ推進課保管の名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）149 （配布）職員 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）福岡市－報告者

【周期・期日】 （周期）4年 （実施期日）平成22年11月15日～12月24日

【調査事項】 1. 会長（代表者）に関する事、2. 運営に関する事、3. 自治協議会等の活動に関する事、4. 市の施策に関する事、5. 会長自身に関する事、6. 自治協議会設立後の状況に関する事、7. 市の地域に関する施策全般に関する意見

※

【調査票名】 2－自治会・町内会アンケート調査票

【調査対象】 （地域）福岡市全域 （単位）個人 （属性）自治会・町内会会長（抽出枠）コミュニティ推進課保管の名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,300 （配布）職員 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）福岡市－報告者

【周期・期日】 （周期）4年 （実施期日）平成22年11月15日～12月24日

【調査事項】 1. 校区に関する事、2. 会長（代表者）に関する事、3. 運営に関する事、4. 活動に関する事、5. 集会施設に関する事、6. 市の施策に関する事、7. 会長自身に関する事

【調査名】 家族時間に関するアンケート調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月18日

【実施機関】 福井県健康福祉部子ども家庭課

【目的】 「家族時間」を伸ばす運動の推進に資するため、子育て中の保護者及びその子どもたちに対するアンケート調査を実施し、「家族時間」の実態や福井県民のニーズ、施策の成果を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1-家族時間に関するアンケート調査 調査票（小学2年生） 2-家族時間に関するアンケート調査 調査票（小学5年生） 3-家族時間に関するアンケート調査 調査票（中学2年生） 4-家族時間に関するアンケート調査 調査票（保護者）

※

【調査票名】 1-家族時間に関するアンケート調査 調査票（小学2年生）

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）個人 （属性）小学2年生

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,230/7,400 （配布）教員（取
集）教員（記入）自計（把握時）11月の「家庭の日」（毎月第3日曜
日）、「放課後活動定休日」（「家庭の日」翌日の月曜日）及びそれらの近傍の
平日。（今回については、平成22年11月19日、21日、22日）（系
統）福井県一市町教育委員会一小学校一報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成22年11月19日～11月26日

【調査事項】 1. 対象者の属性（性別、家族の人数、兄弟の有無）、2. 「家族時間」の
状況（量）、3. 「家族時間」の満足度、家族への要望、4. 塾等の活動状況

※

【調査票名】 2-家族時間に関するアンケート調査 調査票（小学5年生）

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）個人 （属性）小学5年生

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,230/7,600 （配布）教員（取
集）教員（記入）自計（把握時）11月の「家庭の日」（毎月第3日曜
日）、「放課後活動定休日」（「家庭の日」翌日の月曜日）及びそれらの近傍の
平日。（今回については、平成22年11月19日、21日、22日）（系
統）福井県一市町教育委員会一小学校一報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成22年11月19日～11月26日

【調査事項】 1. 対象者の属性（性別、家族の人数、兄弟の有無）、2. 「家族時間」の
状況（量）、3. 「家族時間」の満足度、家族への要望、4. 塾等の活動状況

※

【調査票名】 3-家族時間に関するアンケート調査 調査票（中学2年生）

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）個人 （属性）中学2年生

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,230/8,000 （配布）教員（取

集) 教員 (記入) 自計 (把握時) 11月の「家庭の日」(毎月第3日曜日)、「放課後活動定休日」(「家庭の日」翌日の月曜日)及びそれらの近傍の平日。(今回については、平成22年11月19日、21日、22日) (系統) 福井県一市町教育委員会一中学校一報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成22年11月19日～11月26日

【調査事項】 1. 対象者の属性(性別、家族の人数、兄弟の有無)、2. 「家族時間」の状況(量)、3. 「家族時間」の満足度、家族への要望、4. 部活動、塾等の活動状況

※

【調査票名】 4一家族時間に関するアンケート調査 調査票(保護者)

【調査対象】 (地域) 福井県全域 (単位) 個人 (属性) 小学2年生、小学5年生、中学2年生の保護者

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 3,700/23,000 (配布) 教員
(取集) 教員 (記入) 自計 (把握時) 11月の「家庭の日」(毎月第3日曜日)、「放課後活動定休日」(「家庭の日」翌日の月曜日)及びそれらの近傍の平日。(今回については、平成22年11月19日、21日、22日)
(系統) 福井県一市町教育委員会一小学校・中学校一報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成22年11月19日～11月26日

【調査事項】 1. 家族の状況(市町名、同居の家族の人数・属性等)、2. 「家族時間」等の状況(家族揃って夕食をとる回数、3日間の家族時間量)、3. 「家族時間」の内容(保護者の満足度、会話の内容)、4. 政策課題(阻害要因、施策への要望、放課後活動定休日の認知状況)

【調査名】 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等の地域生活支援方針に係る調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月18日

【実施機関】 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

【目的】 重症心身障がい児（者）の生活実態や課題を把握し、これら障がい児（者）の地域生活支援並びに生活の場の確保策を検討するための基礎的資料を作成する。

【調査の構成】 1－福祉サービス利用状況調査票 2－訪問看護サービス利用状況調査票 3－ケアホーム利用状況調査票 4－施設入所者状況調査票

※

【調査票名】 1－福祉サービス利用状況調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）施設及び事業所 （属性）障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業者のうち、居宅介護事業所・重度訪問介護事業所・重度障害者等包括支援事業所・生活介護事業所・短期入所施設・児童デイサービス事業所、児童福祉法に基づく重症心身障がい児施設・重症心身障がい児（者）通園事業所 （抽出枠）障がい福祉サービス事業所一覧及び社会福祉施設一覧

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,700 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年10月1日現在 （系統）大阪府－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年10月1日～10月20日

【調査事項】 1. 事業所の基礎的情報、2. 職員体制、利用者の契約状況、3. 医療的ケアの実施状況、利用者の状況、4. 医療的ケアの必要な方が利用するにあたっての課題

※

【調査票名】 2－訪問看護サービス利用状況調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）介護保険法に基づく訪問看護事業所 （抽出枠）介護保険事業所一覧

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）500 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年10月1日現在 （系統）大阪府－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年10月1日～10月20日

【調査事項】 1. 事業所の基礎的情報、2. 職員体制、利用者の契約状況、3. 医療的ケアの実施状況、利用者の状況、4. 医療的ケアの必要な方が利用するにあたっての課題

※

【調査票名】 3－ケアホーム利用状況調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）障害者自立支援法に基づく

く共同生活介護事業所のうち、医療的ケアのサービスを提供している事業所
(抽出枠) 障がい福祉サービス事業所一覧

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 100 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入)
自計 (把握時) 平成22年10月1日現在 (系統) 大阪府一報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成22年10月1日～10月20日

【調査事項】 1. 事業所の基礎的情報、2. 職員体制、利用者の契約状況、3. 医療的
ケアの実施状況、利用者の状況、4. 医療的ケアの必要な方が利用するにあ
たっての課題

※

【調査票名】 4-施設入所者状況調査票

【調査対象】 (地域) 大阪府全域(ただし、政令市所管分を除く。) (単位) 施設 (属
性) 児童福祉法に基づく重症心身障がい児施設 (抽出枠) 社会福祉施設一
覧

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 3 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自
計 (把握時) 平成22年10月1日現在 (系統) 大阪府一報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成22年10月1日～11月12日

【調査事項】 (18歳以上の入所者) 1. 入所者の基礎的情報、2. 医療的ケアのサー
ビス提供利用状況、3. 個別支援計画の内容、4. 今後の生活についての入
所者の希望、家族等の希望

【調査名】 観光産業促進事例調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月19日

【実施機関】 愛知県産業労働部観光コンベンション課

【目的】 観光産業の振興に必要な観光事業者に関する基礎データを収集するため。

【調査の構成】 1－観光事業者に関するアンケート調査票

※

【調査票名】 1－観光事業者に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）事業所 （属性）原則として観光事業者（宿泊業、飲食業、小売業、観光施設業） （抽出枠）ホームページ、観光マップ、観光雑誌等から調査対象名簿を作成し、事業内容が観光に関連性の深い事業者を選定する。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,000/64,216 （配布）郵送
（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年10月30日現在（一部項目は、平成21年度1年間の実績等） （系統）愛知県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年11月20日～23年1月31日

【調査事項】 1. 事業所名、2. 資本金、3. 経営形態、4. 従業員数、5. 売上高、6. 広告・販売促進活動等

【調査名】 大阪市障害者等基礎調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月21日

【実施機関】 大阪市健康福祉局障害者施策部、大阪市健康福祉局健康推進部、大阪市健康福祉局保健所

【目的】 障害のある方の生活状況やニーズ等を把握することで、障害者基本法に基づく障害者支援計画及び障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を改訂するための基礎資料を得るため。また、障害者自立支援法廃止後の新たな総合的な障害者福祉法制に基づく計画を策定するための基礎資料を得るため。

【調査の構成】 1－障害者（児）基礎調査票（本人用） 2－障害者（児）基礎調査票（家族用） 3－障害者（児）基礎調査票（事業者用） 4－自立支援医療受給者・手帳所持者基礎調査票（本人用） 5－自立支援医療受給者・手帳所持者基礎調査票（家族用） 6－大阪市発達障害者支援センター（エルムおおさか）利用者アンケート調査票 7－高次脳機能障害に関するアンケート調査票 8－障害者（児）基礎調査票（施設入所者用） 9－障害者（児）基礎調査票（入所施設管理者用） 10－特定疾患患者基礎調査票 11－小児慢性特定疾患児基礎調査票

※

【調査票名】 1－障害者（児）基礎調査票（本人用）

【調査対象】 （地域）大阪市内全域 （単位）個人 （属性）身体障害者手帳又は療育手帳の所持者 （抽出枠）身体障害者手帳台帳及び療育手帳台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）13,638／127,416 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在 （系統）大阪市－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として3年） （実施期日）平成22年12月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 属性、2. 日中生活や社会参加の状況、3. 住まいの種類、4. 相談先、5. 情報の入手、6. 医療の受診、7. 障害者施策全般の意見など

※

【調査票名】 2－障害者（児）基礎調査票（家族用）

【調査対象】 （地域）大阪市内全域 （単位）個人 （属性）「障害者（児）基礎調査票（本人用）」の報告者を介助している家族

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）13,638／127,416 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在 （系統）大阪市－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として3年） （実施期日）平成22年12月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 属性、2. 介助の状況、3. 相談先、4. 障害者施策全般の意見など

※

【調査票名】 3－障害者（児）基礎調査票（事業者用）

【調査対象】 （地域）大阪市内全域 （単位）事業所 （属性）障害福祉に関するサービス事業者 （抽出枠）障害福祉に関するサービス事業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1, 427 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在 （系統）大阪市－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として3年） （実施期日）平成22年12月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 居住系サービスの利用状況、2. 訪問系サービスの利用状況、3. 短期入所・日中活動系サービスの利用状況、4. その他のサービスの利用状況、5. 障害者施策全般の意見など

※

【調査票名】 4－自立支援医療受給者・手帳所持者基礎調査票（本人用）

【調査対象】 （地域）大阪市内全域 （単位）個人 （属性）精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者（精神通院） （抽出枠）精神障害者保健福祉手帳台帳及び自立支援医療受給者台帳（精神通院）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4, 484/55, 193 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在 （系統）大阪市－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として3年） （実施期日）平成22年12月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 属性、2. 日中生活や社会参加の状況、3. 住まいの種類、4. 相談先、5. 情報の入手、6. 医療の受診、7. 障害者施策全般の意見など

※

【調査票名】 5－自立支援医療受給者・手帳所持者基礎調査票（家族用）

【調査対象】 （地域）大阪市内全域 （単位）個人 （属性）「自立支援医療受給者・手帳所持者基礎調査票（本人用）」の報告者を介助している家族

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4, 484/55, 193 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在 （系統）大阪市－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として3年） （実施期日）平成22年12月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 属性、2. 介助の状況、3. 相談先、4. 障害者施策全般の意見など

※

【調査票名】 6－大阪市発達障害者支援センター（エルムおおさか）利用者アンケート調査票

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）個人 （属性）大阪市発達障害者支援センター（エルムおおさか）を調査実施年度の前年度中に利用した者のうち、氏名及び住所が判明している者 （抽出枠）大阪市発達障害者支援センター（エルムおおさか）の利用者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）600 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在 （系統）大阪市－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として3年） （実施期日）平成22年12月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 属性、2. 日中生活や社会参加の状況、3. 発達障害の診断、4. 障害者施策全般の意見など

※

【調査票名】 7－高次脳機能障害に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）大阪市全域（但し、市外から入通院した者も含む。） （単位）個人 （属性）調査実施年の12月上旬から中旬の期間において、整形外科、リハビリテーション科、脳外科、脳神経外科、精神科、神経外科又は心療内科を標ぼうしている市内の医療機関に入通院した者のうち、当該医療機関の医師によって高次脳機能障害又はその疑いがあると判断された者（市外から入通院した者も含む。）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,563 （配布）医療機関 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在 （系統）配布：大阪市－医療機関－報告者、回収：報告者－大阪市

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として3年） （実施期日）平成22年12月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 属性、2. 日中生活や社会参加の状況、3. 高次脳機能障害の診断、4. 障害者施策全般の意見など

※

【調査票名】 8－障害者（児）基礎調査票（施設入所者用）

【調査対象】 （地域）大阪市全域（但し、障害者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者も含む。） （単位）個人 （属性）障害者施設入所者（入所前の住所が大阪市内である者） （抽出枠）施設入所者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,374 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在 （系統）大阪市－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として3年） （実施期日）平成22年12月上旬

旬～12月下旬

【調査事項】 1. 属性、2. 施設と暮らしの状況、3. 障害者施策全般の意見など

※

【調査票名】 9-障害者（児）基礎調査票（入所施設管理者用）

【調査対象】 （地域）大阪市全域（但し、障害者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者の当該施設管理者も含む。）（単位）個人（属性）障害者施設（入所前の住所が大阪市内の者が入所している施設）の管理者

【調査方法】（選定）全数（客体数）227（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の10月1日現在（系統）大阪市-報告者

【周期・期日】（周期）不定期（原則として3年）（実施期日）平成22年12月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 属性、2. 強度行動障害・加齢児・発達障害にかかる課題認識、3. 日中の支援・地域移行にかかる課題認識、4. 障害者施策全般の意見など

※

【調査票名】 10-特定疾患患者基礎調査票

【調査対象】（地域）大阪市全域（単位）個人（属性）特定疾患医療受給者証交付者（抽出枠）特定疾患患者台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）751/13,416（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の10月1日現在（系統）大阪市-報告者

【周期・期日】（周期）不定期（原則として3年）（実施期日）平成22年12月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 属性、2. 病気・日常生活の状況、3. 保健・福祉サービスの利用状況、4. 療養相談会への意見、5. 入院時の対応など

※

【調査票名】 11-小児慢性特定疾患児基礎調査票

【調査対象】（地域）大阪市全域（単位）個人（属性）小児慢性特定疾患医療受給者証交付者（但し、報告は、基本的に保護者が行う。）（抽出枠）小児慢性特定疾患児台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）848/2,331（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の10月1日現在（系統）大阪市-報告者

【周期・期日】（周期）不定期（原則として3年）（実施期日）平成22年12月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 属性、2. 病気・日常生活の状況、3. 保健・福祉サービスの利用状況、4. 療養相談会への意見、5. 入院時の対応など

【調査名】 生産性向上取組状況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月21日

【実施機関】 栃木県産業労働観光部労働政策課

【目的】 少子高齢化が進展するなか、労働者の家庭生活にも配慮しながら、各労働者の持つ能力を最大限に引き出し、生産性向上に取り組む事例について、企業向けのアンケート及び個別訪問による聴き取り調査を行い、これらの取組内容を集計・分析した結果を栃木県内企業に情報提供することで、県内企業の実産性向上に資する。

【調査の構成】 1－生産性向上取組状況調査 調査票

※

【調査票名】 1－生産性向上取組状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）事業所 （属性）社団法人栃木県生産性本部が把握している生産性向上に取り組んでいる事業所 （抽出枠）栃木県事業所名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000／1,500 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年9月30日現在 （系統）栃木県－社団法人栃木県生産性本部－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年10月29日～23年2月28日

【調査事項】 1. 事業所の現況、2. 従業員の人材育成への意識・取組状況、3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組状況等

【調査名】 滋賀県職業能力開発実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月26日

【実施機関】 滋賀県商工観光労働部労政能力開発課

【目的】 滋賀県内民営事業所の職業能力開発等の実態とニーズ、求職者等のニーズを把握することにより、第9次滋賀県職業能力開発計画（平成23年度～27年度）の策定及び今後の効果的な職業能力開発支援施策につなげることを目的とする。

【調査の構成】 1－職業能力開発に関する実態調査 調査票（事業所対象） 2－職業能力開発に関する実態調査 調査票（求職者対象） 3－職業能力開発に関する実態調査 調査票（高校生対象） 4－職業能力開発に関する実態調査 調査票（進路指導担当者対象） 5－職業能力開発に関する実態調査 調査票（大学生対象）

※

【調査票名】 1－職業能力開発に関する実態調査 調査票（事業所対象）

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「公務（他に分類されるものを除く）」及び「分類不能の産業」を除く、滋賀県内の従業者数が10人以上の事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,000/9,135（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成22年10月1日現在（系統）滋賀県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）不定期（原則として5年）（実施期日）平成22年11月1日～23年1月20日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 従業員の状況、3. 人材確保の状況、4. 新規事業参入について、5. 従業員の教育訓練、6. 能力向上分野について、7. 社外研修（Off-JT）における教育訓練機関の活用、8. 職業能力開発事業への意見・要望

※

【調査票名】 2－職業能力開発に関する実態調査 調査票（求職者対象）

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）個人 （属性）滋賀県内ハローワークへの訪問者

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成22年10月1日現在（系統）滋賀県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）不定期（原則として5年）（実施期日）平成22年11月1日～23年1月20日

【調査事項】 1. 求職者の属性、2. 職業経験について、3. 求職活動の情報収集につ

いて、4. 今後の就労希望について、5. 働くことについて、6. 就業における能力開発について、7. 職業能力開発事業への意見・要望

※

【調査票名】 3－職業能力開発に関する実態調査 調査票（高校生対象）

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）個人 （属性）滋賀県内56校の高等学校の2年在学生（公・私立全日制・定時制）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000/5,800 （配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成22年10月1日現在（系統）滋賀県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年）（実施期日）平成22年11月1日～23年1月20日

【調査事項】 1. 高校生の属性、2. 就労希望について、3. 働くことについて、4. 就業における能力開発について、5. 職業能力開発事業への意見・要望

※

【調査票名】 4－職業能力開発に関する実態調査 調査票（進路指導担当者対象）

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）個人 （属性）高校進路指導担当者：滋賀県内56校の高等学校の高校進路指導担当教諭（公・私立全日制・定時制）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）56 （配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成22年10月1日現在（系統）滋賀県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年）（実施期日）平成22年11月1日～23年1月20日

【調査事項】 1. 高校の属性、2. 生徒の働く意識について、3. 高校における能力開発について、4. 職業能力開発事業への意見・要望

※

【調査票名】 5－職業能力開発に関する実態調査 調査票（大学生対象）

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）個人 （属性）滋賀県在住の3年在学生（短期大学は1年在学生）（国公立・私立）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）500/8,000 （配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成22年10月1日現在（系統）滋賀県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年）（実施期日）平成22年11月1日～23年1月20日

【調査事項】 1. 大学生の属性、2. 就労希望について、3. 働くことについて、4. 就業における能力開発について、5. 職業能力開発事業への意見・要望

【調査名】 バス交通調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月26日

【実施機関】 大阪市交通局総務部

【目的】 市営バス事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、事業の効率化や大幅な事業規模の適正化など、今後も経営改善を図っていく必要がある。

このため交通局では、平成22年3月に将来にわたり安定したバスサービスを提供していくため『市営バス事業の改革プラン「アクションプラン」』を策定したが、同プランにおいて「抜本的な路線再編」を平成23年度末に行うことを提示しており、そのためには最新のバス利用について基礎資料を得ることが必要・不可欠であることから、本調査を実施するものである。

【調査の構成】 1ーバス交通調査

※

【調査票名】 1ーバス交通調査

【調査対象】 （地域）大阪市営バス（小型バス除く）全路線 （単位）個人 （属性）
大阪市営バス（小型バス除く）全乗客／終日

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）220,000 （配布）調査員 （収集）調査員
（記入）自計 （把握時）平成22年11月18日及び11月25日
（系統）大阪市ー民間事業者ー報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成22年11月18日及び11月25日

【調査事項】 1. 乗車券の種別、2. 乗継状況

【調査名】 高等技術専門校再構築に係る基礎調査における事業所調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月28日

【実施機関】 千葉県商工労働部産業人材課

【目的】 千葉県では、高等技術専門校において、離職者や新規高卒者等に対して就業に必要な技能や知識の習得を目的とした実践的な職業訓練や、企業の従業員等のスキルアップを図るための職業訓練を実施してきた。

今後、効率的・効果的な職業訓練を行うためには、企業等のニーズを把握することが必要なことから、本調査を実施するものである。

【調査の構成】 1－高等技術専門校再構築に係る基礎調査における事業所調査 調査票

※

【調査票名】 1－高等技術専門校再構築に係る基礎調査における事業所調査 調査票

【調査対象】 （地域）千葉県内全域 （単位）事業所 （属性）民営事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500/190,000 （配布）郵送 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）千葉県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年11月上旬～末日

【調査事項】 1. 事業所の属性（事業内容、資本金、従業員数等）、2. 採用に際し重視したい点、3. これから必要とする能力、4. 今後利用したいと思うO F F－J T機関・訓練内容、5. 公共職業能力開発施設の修了生の雇用状況、6. 公共職業能力開発施設で充実して欲しい職業訓練

【調査名】 短時間正社員に関する実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月29日

【実施機関】 東京都産業労働局労働相談情報センター相談調査課

【目的】 短時間正社員（フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員）は、就業意識の多様化が見られる中、社員のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を実現させる形態として注目され始めており、企業にとっては、労働力人口が減少する中、優秀な人材の確保、有効活用を図る上で、効果が期待されている。

本調査は、短時間正社員の労働契約や職場環境などの実態を調査することにより、中小企業に向けた事業展開の可能性を探る基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－短時間正社員に関する実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－短時間正社員に関する実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。）（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、従業員規模、101人以上の民営企業（単独及び本所事業所）（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,000/11,000（配布）郵送（収集）郵送・調査員（記入）自計（把握時）平成22年11月1日現在（系統）東京都－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年11月6日～11月30日（調査員により調査票を回収する場合は、平成23年1月21日を提出期限とする。）

【調査事項】 1. 企業の属性（業種、従業員数等）について、2. 正社員の勤務時間について、3. 育児休業について、4. 育児による勤務時間短縮等について、5. 育児以外の事由による勤務時間短縮について、6. 勤務時間短縮制度の導入に係る問題と効果について、7. 勤務時間短縮制度の外、仕事と家庭の調和を図るための制度や課題について、8. 非正規社員の正社員への転換、短時間正社員の採用、高齢者の短時間勤務について

(2) 変更

【調査名】 市政アドバイザー意識調査（平成22年届出・4回目）

【受理年月日】 平成22年10月4日

【実施機関】 神戸市市民参画推進局参画推進部広聴課

【目的】 神戸市政に関する具体的施策や事業についての意見を求めるほか、市民生活に関する意識を市の事業や施策を実施していく上での参考とする。

【調査の構成】 1-第10期市政アドバイザー第7回意識調査 調査票

【備考】 今回の調査は、第10期・第7回の調査であり、今回の変更は、調査事項及び調査期間の変更。

なお、本調査は、「意識調査」の名称を付して行われているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1-第10期市政アドバイザー第7回意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）個人 （属性）第10期市政アドバイザー（抽出枠）市政アドバイザー登録名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,100 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年11月1日～11月16日 （系統）神戸市-報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成22年11月16日

【調査事項】 1. 交通体系調査に関する事項、2. 六甲山の整備に関する事項

【調査名】 県民健康・栄養調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月4日

【実施機関】 神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課

【目的】 神奈川県民の健康に関する意識を把握し、今後の健康づくりや生活習慣病対策を推進するための基礎資料とする。併せて「かながわ健康プラン21」の目標達成度を評価し、健康増進に関する情報提供を行う。

【調査の構成】 1－身体状況調査票 2－栄養摂取状況調査票 3－生活習慣調査票
4－身体状況調査票（1歳以上6歳未満） 5－健康に関する意識調査 調査票（0歳以上14歳以下の方用） 6－健康に関する意識調査 調査票（15歳以上の方用）

【備考】 今回の変更は、すべての調査票に係る報告を求める者及び調査事項の一部変更。

なお、「健康に関する意識調査 調査票（0歳以上14歳以下の方用）」及び「健康に関する意識調査 調査票（15歳以上の方用）」については、「意識調査」の名称を付して行われているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－身体状況調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位）個人 （属性）神奈川県在住の満6歳以上の男女 （抽出枠）国民健康・栄養調査対象地区及び国民生活基礎調査の対象地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,020/8,530,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）神奈川県が指定する平成22年11月中の1日 （系統）神奈川県－調査員（保健所）－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（おおむね5年） （実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 身長、体重（満1歳以上）、2. 腹囲（満6歳以上）、3. 血圧測定（満15歳以上）、4. 血液検査（満20歳以上）、5. 問診（満20歳以上）

※

【調査票名】 2－栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位）個人 （属性）神奈川県在住の満1歳以上の男女 （抽出枠）国民健康・栄養調査対象地区及び国民生活基礎調査の対象地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,100/9,000,000 （配

布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 神奈川県が指定する平成22年11月中の1日 (系統) 神奈川県一調査員 (保健所) 一報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (おおむね5年) (実施期日) 平成22年11月1日
～11月30日

【調査事項】 1. 世帯状況、2. 食事状況、3. 食物摂取状況、4. 1日の運動量 (歩行数) (満15歳以上)

※

【調査票名】 3－生活習慣調査票

【調査対象】 (地域) 神奈川県全域 (単位) 個人 (属性) 神奈川県在住の満1歳以上の男女 (抽出枠) 国民健康・栄養調査対象地区及び国民生活基礎調査の対象地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,100/9,000,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 神奈川県が指定する平成22年11月中の1日 (系統) 神奈川県一調査員 (保健所) 一報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (おおむね5年) (実施期日) 平成22年11月1日
～11月30日

【調査事項】 1. 生活習慣について、2. たばこ・飲酒について

※

【調査票名】 4－身体状況調査票 (1歳以上6歳未満)

【調査対象】 (地域) 神奈川県全域 (単位) 個人 (属性) 神奈川県在住の満1歳以上6歳未満の男女 (抽出枠) 国民健康・栄養調査対象地区及び国民生活基礎調査の対象地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 80/470,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 他計 (把握時) 神奈川県が指定する平成22年11月中の1日 (系統) 神奈川県一調査員 (保健所) 一報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (おおむね5年) (実施期日) 平成22年11月1日
～11月30日

【調査事項】 身長、体重

※

【調査票名】 5－健康に関する意識調査 調査票 (0歳以上14歳以下の方用)

【調査対象】 (地域) 神奈川県全域 (単位) 個人 (属性) 神奈川県在住の満0歳以上14歳以下の男女 (抽出枠) 国民健康・栄養調査対象地区及び国民生活基礎調査の対象地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 280/1,200,000 (配布)

調査員（取集）調査員（記入）自計（把握時）神奈川県が指定する平成22年11月中の1日（系統）神奈川県—調査員（保健所）—報告者

【周期・期日】（周期）不定期（おおむね5年）（実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 アレルギー性疾患について

※

【調査票名】 6－健康に関する意識調査 調査票（15歳以上の方用）

【調査対象】（地域）神奈川県全域（単位）個人（属性）神奈川県在住の満15歳以上の男女（抽出枠）国民健康・栄養調査対象地区及び国民生活基礎調査の対象地区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,820／7,800,000（配布）調査員（取集）調査員（記入）自計（把握時）神奈川県が指定する平成22年11月中の1日（系統）神奈川県—調査員（保健所）—報告者

【周期・期日】（周期）不定期（おおむね5年）（実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 日常生活について、2. 健診について、3. 運動について、4. アレルギー性疾患について、5. たばこ・飲酒について

【調査名】 参議院議員通常選挙における投票行動等に関する意識調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月14日

【実施機関】 埼玉県企画財政部市町村課

【目的】 第22回参議院議員通常選挙における埼玉県民の投票行動と政治意識、選挙意識及び選挙啓発等の関連を調査することにより、各種選挙において低位にある本県の投票率について分析する。調査結果については、市町村に配布するとともに、今後の選挙時啓発のあり方を検討するための資料にする。

【沿革】 平成22年に、調査の名称が「参議院議員通常選挙等の投票行動等に関する意識調査」から「参議院議員通常選挙における投票行動等に関する意識調査」に変更された。

【調査の構成】 1－参議院議員通常選挙における投票行動等に関する意識調査 調査票

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、調査事項の一部変更及び報告を求める期間の変更。

なお、本調査は、「意識調査」の名称を付して行われているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－参議院議員通常選挙における投票行動等に関する意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）個人 （属性）埼玉県内の選挙人名簿登録者（抽出枠）選挙人名簿を用いて、埼玉県内を15地域に分けた選挙区に所在する世帯

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/5,835,497（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）平成22年7月11日現在（参議院議員通常選挙の投票日。期日前投票を含む。）（系統）埼玉県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）3年（実施期日）平成22年11月中旬～12月上旬

【調査事項】 1. 政治意識（1）政治への満足度、（2）政治への関心度、（3）関心がある政治（国政・県政・市町村の別）、（4）支持政党の有無、（5）民意の政治への反映度、（6）関心がある政治問題、2. 選挙意識（1）関心が高い選挙、（2）選挙が政治に及ぼす影響、3. 投票行動（1）参議院議員通常選挙（平成22年7月実施）への投票の有無、（2）投票方法（当日投票・期日前投票の別）、（3）参議院議員通常選挙の投票に行った理由、（4）参議院議員通常選挙の投票に行かなかった理由、（5）投票率が低くなっている理由、（6）投票率が低い現状への受け止め方、（7）期日前投票制度の認知の有無、4. 選挙啓発（1）選挙の関心度を高めるための方策、（2）参

議院議員通常選挙を知ったきっかけ、(3) 参議院議員通常選挙の啓発活動への認知度、(4) 投票率向上に効果的と思う啓発活動、(5) 20代の投票率を上げるために効果的と思う方法、(6) 選挙管理委員会が行う啓発活動の効果についての受け止め方、(7) 選挙啓発活動への意見

【調査名】 平成22年度群馬県民健康・栄養調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月14日

【実施機関】 群馬県健康福祉部保健予防課

【目的】 群馬県民の食物摂取状況や生活習慣状況の実態を明らかにし、栄養改善をはじめとする県民の健康づくり対策について検討するための基礎資料を得る。

【沿革】 平成22年に、調査の名称が「平成16年度県民健康・栄養調査」から「平成22年度群馬県民健康・栄養調査」に変更された。

【調査の構成】 1－身体状況調査票 2－栄養摂取状況調査票 3－生活習慣調査票N
o. 1 4－生活習慣調査票N o. 2 5－生活習慣調査票N o. 3

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、調査対象範囲の変更、報告を求める者の変更及び調査事項の変更。

※

【調査票名】 1－身体状況調査票

【調査対象】 （地域）前橋市（2地区）、渋川市、伊勢崎市（2地区）、高崎市（3地区）、藤岡市、富岡市、東吾妻町、沼田市（2地区）、太田市、桐生市、大泉町の11市町村（16地区）（単位）個人（属性）指定された世帯の満1歳以上の世帯員（抽出枠）平成22年国民生活基礎調査の単位区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）800/15,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）平成22年11月1日現在（系統）群馬県－調査員（保健所）－報告者

【周期・期日】 （周期）おおむね5年（実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 身長、体重（満1歳以上）、2. 腹囲（満6歳以上）、3. 血圧測定（満15歳以上）、4. 血液検査（満20歳以上）、5. 問診（満20歳以上）

※

【調査票名】 2－栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）前橋市（2地区）、渋川市、伊勢崎市（2地区）、高崎市（3地区）、藤岡市、富岡市、東吾妻町、沼田市（2地区）、太田市、桐生市、大泉町の11市町村（16地区）（単位）個人（属性）指定された世帯の満1歳以上の世帯員（抽出枠）平成22年国民生活基礎調査の単位区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）800/15,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成22年11月1日現在（系統）群馬県－調査員（保健所）－報告者

【周期・期日】 （周期）おおむね5年（実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 世帯状況、2. 食事状況、3. 食物摂取状況、4. 1日の運動量（歩

行数) (満15歳以上)

※

【調査票名】 3-生活習慣調査票No. 1

【調査対象】 (地域) 前橋市(2地区)、渋川市、伊勢崎市(2地区)、高崎市(3地区)、藤岡市、富岡市、東吾妻町、沼田市(2地区)、太田市、桐生市、大泉町の11市町村(16地区) (単位) 個人 (属性) 指定された世帯の満20歳以上の世帯員 (抽出枠) 平成22年国民生活基礎調査の単位区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 700/12,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 平成22年11月1日現在 (系統) 群馬県-調査員(保健所)-報告者

【周期・期日】 (周期) おおむね5年 (実施期日) 平成22年11月1日~11月30日

【調査事項】 1. 生活習慣について、2. 歯の健康について、3. たばこ、飲酒について、4. 生活習慣病について

※

【調査票名】 4-生活習慣調査票No. 2

【調査対象】 (地域) 前橋市(2地区)、渋川市、伊勢崎市(2地区)、高崎市(3地区)、藤岡市、富岡市、東吾妻町、沼田市(2地区)、太田市、桐生市、大泉町の11市町村(16地区) (単位) 世帯 (属性) 指定された世帯の食事づくりを担当する世帯員 (抽出枠) 平成22年国民生活基礎調査の単位区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 300/5,500 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 平成22年11月1日現在 (系統) 群馬県-調査員(保健所)-報告者

【周期・期日】 (周期) おおむね5年 (実施期日) 平成22年11月1日~11月30日

【調査事項】 1. 食事づくりについて、2. 調理済食品・半調理食品について

※

【調査票名】 5-生活習慣調査票No. 3

【調査対象】 (地域) 前橋市(2地区)、渋川市、伊勢崎市(2地区)、高崎市(3地区)、藤岡市、富岡市、東吾妻町、沼田市(2地区)、太田市、桐生市、大泉町の11市町村(16地区) (単位) 個人 (属性) 指定された世帯の満15歳以上の世帯員 (抽出枠) 平成22年国民生活基礎調査の単位区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 650/13,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 平成22年11月1日現在 (系統) 群馬県-調査員(保健所)-報告者

【周期・期日】 (周期) おおむね5年 (実施期日) 平成22年11月1日~11月30日

0日

【調査事項】 1. 食事について、2. 健康・栄養・休養について

【調査名】 京都府鉱工業生産動態統計調査（平成22年届出・2回目）

【受理年月日】 平成22年10月19日

【実施機関】 京都府政策企画部調査統計課

【目的】 京都府における鉱工業生産の状況を把握し、府鉱工業指数作成のための基礎資料を得るため。

【沿革】 昭和26年から、経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）等で得られない品目についての生産動態を把握。

【調査の構成】 1－京都府鉱工業指数用調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象品目（小麦粉）の追加。

※

【調査票名】 1－京都府鉱工業指数用調査票

【調査対象】 （地域）京都府内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類による「製造業」を営む事業所のうち、要領で指定した品目を製造する事業所及び要領で指定した品目の生産動態を集計する機関（抽出枠）工業統計調査準備調査名簿等により抽出

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）35／3,966 （配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎月末日（系統）京都府－報告者

【周期・期日】 （周期）月（実施期日）翌々月10日

【調査事項】 1. 月間生産高・出荷高の数量及び金額、2. 月末在庫高の数量

【調査名】 県民健康栄養調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月20日

【実施機関】 鳥取県福祉保健部健康政策課

【目的】 鳥取県では、がん、心臓病、脳卒中等の三大死因による死亡率が全国平均より高い。

そこで、自覚症状がないまま進行する生活習慣病を予防するため、関連深い食生活、運動、アルコール、歯科保健等の生活スタイルや健康状態を把握し、県民により身近なデータを活用した普及啓発・施策の展開や生活習慣病にならない生活スタイルへの見直しを進めるための基礎資料とするとともに、平成20年4月に策定した「健康づくり文化創造プラン」及び「食のみやことっとり～食育プラン～」の評価に活用する。

【調査の構成】 1－栄養摂取状況調査票 2－身体状況調査票 3－健康づくり意識調査票

【備考】 今回の変更は、満3歳以上15歳以下の世帯員を報告者としていた「子どもの食生活状況調査票」の削除のほか、すべての調査票に係る調査事項の一部変更等。

なお、「健康づくり意識調査票」については、「意識調査」の名称を付して行われているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）世帯及び世帯員 （属性）世帯及び満1歳以上の世帯員 （抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）世帯：380/215, 877 世帯員：1,000/588, 308 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年11月中の任意の1日 （系統）鳥取県一調査員（保健所）一報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 世帯の状況及び食事状況、2. 食物摂取状況

※

【調査票名】 2－身体状況調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）個人 （属性）満1歳以上の世帯員 （抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000/588, 308 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年11月中で

計測及び問診が行われる時点（系統）鳥取県－調査員（保健所）－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 身長及び体重、2. 腹囲、3. 血圧、4. 服薬状況、5. 運動

※

【調査票名】 3－健康づくり意識調査票

【調査対象】（地域）鳥取県全域（単位）個人（属性）満15歳以上の世帯員（抽出枠）平成17年国勢調査調査区及び平成22年国民健康・栄養調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）865／508，886（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）鳥取県－調査員（保健所）－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 1日の運動量（歩行数）、2. 食生活、3. 生活活動・運動、4. 休養・睡眠、5. 飲酒、6. 喫煙、7. 糖尿病

【調査名】 中小企業景況調査（平成22年届出・4回目）

【受理年月日】 平成22年10月20日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図るため。

【調査の構成】 1－中小企業景況調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－中小企業景況調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）企業 （属性）製造業、卸・小売業、建設業、サービス業を営む中小企業 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿（製造業・建設業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、卸売業（資本金1億円以下又は従業員300人以下）、小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、サービス業（資本金5千万円以下又は従業員100人以下））

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/162,000 （配布）郵送・FAX （取集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期 （系統）愛知県一報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月期（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）

【調査事項】 1. 業種、2. 従業員数、3. 当期の経営実績、4. 採算、5. 設備投資、6. 雇用人員、7. 金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、8. 行政が今後強化すべき支援策、9. 来期の見通し、10. 採算及び設備投資の計画、11. 中小企業の経営革新

【調査名】 県民健康栄養調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年10月22日

【実施機関】 山口県健康福祉部健康増進課

【目的】 山口県民の健康状態、栄養素摂取量等の実態を把握するとともに栄養や運動等を含めた健康づくり全般にわたる県民の行動等の関係を明らかにし、今後の栄養及び食生活改善の推進、さらに「健康やまぐち21計画」の評価に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－身体状況調査票 2－食物摂取状況記入帳 3－生活状況調査票

【備考】 今回の変更は、前回調査時の身体活動調査票の内容の食物摂取状況記入帳への吸収及び調査時期の変更。

※

【調査票名】 1－身体状況調査票

【調査対象】 （地域）山口県全域 （単位）個人 （属性）世帯員 （抽出枠）平成17年国勢調査地区及び平成22年国民健康・栄養調査地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,800/1,492,606 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）11月中に、調査地区の実状を考慮して、最も高い受診率をあげうる日（調査地区ごとに、保健所長を班長とする調査班が選定する。） （系統）山口県－調査員（保健所）－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 身長、体重（満1歳以上）、2. 腹囲（満6歳以上）、3. 血圧（満15歳以上）、4. 血液検査（満20歳以上）、5. 問診：（1）服薬状況、喫煙習慣、飲酒習慣（満20歳以上）、（2）運動習慣（満15歳以上）

※

【調査票名】 2－食物摂取状況記入帳

【調査対象】 （地域）山口県全域 （単位）世帯 （属性）世帯（満1歳以上の全員を対象とする。） （抽出枠）平成17年国勢調査地区及び平成22年国民健康・栄養調査地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,160/591,460 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）11月中の任意の1日（日曜日及び祝祭日を除く。） （系統）山口県－調査員（保健所）－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 世帯員に関する状況（1）生年月日、性別、（2）妊婦（週数）・授乳婦の別、（3）仕事の種類、2. 世帯員全員の食事状況（1）11月中の1日間における食事状況、（2）11月中の1日間の料理名、食品名、使用量、

廃棄量、世帯員ごとの案分率、3. 1日の運動量（歩行数）、歩数計の装着状況（満15歳以上）

※

【調査票名】 3－生活状況調査票

【調査対象】 （地域）山口県全域 （単位）個人 （属性）世帯員 （抽出枠）平成17年国勢調査地区及び平成22年国民健康・栄養調査地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,800／1,492,606 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）食物摂取状況記入帳と同日 （系統）山口県－調査員（保健所）－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 健康づくりに関する項目、2. 食物アレルギー等に関する項目